



イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項の規定による牛、めん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

3 腐<sup>そ</sup>蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐<sup>そ</sup>蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、  
ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

5 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 6 豚繁殖・呼吸障害症候群

## (1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 7 豚熱

## (1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

## (3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）  
に基づく方法

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 8 アフリカ豚熱

## (1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

(3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

9 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

富山県告示第111号

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし

4 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

## 富山県告示第112号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県民共生センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

サンフォルテ J O I グループ

代表者

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町6番7号

## 構成員

公益財団法人富山県女性財団

富山市湊入船町6番7号

株式会社インテック

富山市牛島新町5番5号

株式会社スカイインテック

富山市牛島新町5番5号

株式会社高志インテック

富山市下新町5番23号

## 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 富山県告示第113号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
安川 瞳	泌尿器科	高岡市民病院	高岡市宝町4番1号	令和6年3月1日

## 富山県告示第114号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号) 第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
市立砺波総合病院	砺波市新富町1番61号	育成医療、更生医療	肝臓（抗免疫療法に限る）	令和6年3月1日
クスリのアオキ中曽根薬局	高岡市中曽根2343番地	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
クスリのアオキ魚津東薬局	魚津市仏田字高島3303番地3	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
クスリのアオキ立山薬局	中新川郡立山町大石原75番	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
タケザワ薬局	高岡市戸出町4丁目3番地28号	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
さくら薬局宝町店	高岡市宝町7番13号	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
すみれ薬局魚津店	魚津市吉島字中川原8番地3	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
サエラ薬局黒部店	黒部市三日市1074番地	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日
サエラ薬局新湊店	射水市鏡宮109番	育成医療、更生医療	調剤	令和6年3月1日

## 富山県告示第115号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条



第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月18日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 魚津生地入善 線	黒部市吉田 687番2 から	変更前		最大 11.00 最小 10.72	28.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市吉田 743番2 まで	変更後		最大 11.38 最小 10.93	28.7	

## 富山県告示第116号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 施行者の名称

富山市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・3・207号 堀川線

### 3 事業地

#### (1) 収用の部分

富山県富山市牛島新町、赤江町、明輪町、桜橋通り、桜町一丁目及び千歳町一丁目地内

#### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業施行期間

令和6年3月18日から令和13年3月31日まで

### 富山県告示第117号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 施行者の名称

富山市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画道路事業

3・4・212号 綾田北代線

3・5・225号 富山駅北線

10・7・201号 富山ライトレール線

#### 3 事業地

##### (1) 収用の部分

平成16年6月16日富山県告示第342号及び平成17年2月14日富山県告示第96号、平成25年7月31日富山県告示第342号、令和2年3月30日富山県告示145号の事業地に富山市奥井町地内を追加する。

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業施行期間

平成16年6月16日から令和10年3月31日まで

## 公 告

**企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施**

企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年3月18日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 入札に付する事項****(1) 業務の名称**

企業局子育て支援事業「とやまっ子すくすく電気」申請受付・認定業務等に係る労働者派遣業務

**(2) 業務の仕様**

入札説明書及び仕様書による。

**(3) 契約期間**

令和6年4月8日から令和7年3月31日まで

**2 入札に参加する者に必要な資格**

入札に参加することができる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。

- (4) 富山県内に事務所を置く者であること。
- (5) 官公庁（国又は地方公共団体）等において、令和4年4月から現在までの間に、当該業務と類似した労働者派遣を8か月以上にわたり完了した実績を有すること。
- (6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

### 3 入札説明書及び契約条項を示す書類等の配付方法

富山県ウェブサイトの「入札情報（役務）」のページ

(<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/koukokukekka/koukoku.html>) にアップロードすることにより、配付するものとする。なお、配付期間は、令和6年3月18日（月）午前8時30分から3月25日（月）午後5時15分までとする。

### 4 入札参加申込み

本件一般競争入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加申込書その他の入札説明書に定める必要書類を提出しなければならない。

#### (1) 提出場所

〒930-0094

富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階

富山県企業局経営管理課管理係

#### (2) 提出方法

持参又は郵送

#### (3) 提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時15分（必着）

### 5 入札の方法、日時及び場所等

## (1) 入札方法

出場入札

## (2) 入札日時

令和6年4月1日(月) 午後4時

## (3) 入札場所

富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階 企業局第4会議室

## (4) 開札は、即時開札とする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

## (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

## (2) その他入札者心得に示した入札の無効に関するために該当する入札

## 8 入札の方法

当該業務に係る派遣労働者1人1時間あたりの単価で行う。

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

## (1) 入札説明書に示した入札に参加する者に必要な資格があると認められた者のうち、有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

#### 11 問い合わせ先

富山県企業局経営管理課管理係

〒930-0094 富山県富山市安住町2番14号 北日本スクエア北館10階

電話番号：076-444-2136

電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp